

外国人児童が在籍する日本の公立学校での管理職の役割

¹伊澤 明香

要旨：2014年、日本の義務教育において外国人児童・生徒に対する日本語指導は正式に「特別の教育課程」に位置づけられた。施行に当たっては、管理職の役割がさらに重要視されている。本稿の目的は、外国人児童が在籍する日本の公立学校での校長経験者へのインタビューを通して、公立学校で外国人児童・生徒への日本語指導の体制づくりのために管理職の果たすべき役割について考察することである。児童の成長を見守る姿勢、語学指導員からの要望を受け入れる体制、管理職・学級担任・語学相談員が連携する体制づくりを促すことが管理職の大切な役割であると分かった。また本施策自体を管理職に周知させる課題があるが、予算がつくことで必要な人員の確保する契機になり、教育現場に大きな影響を及ぼしうることが明らかになった。

キーワード：特別の教育課程，日本語指導，外国人児童生徒，管理職の役割，公立学校

Abstract: It has started that Japanese language instruction for Foreign school-children became special curriculum officially since 2014. They say that the role of school leaders would be more important. The study herein aims to investigate the role of school leaders in Japanese public school to have system of Japanese language instruction for foreign school-children by interview of a former school principal. The study has proved that it is important that school leaders have attitudes to support foreigner in school, comply with the request of language educator and promote the system of team with classroom teacher, language educator and school leaders. It is not enough to inform this new curriculum for teachers but it would be big influence for public schools in order to get a budget for human resource.

Keyword: Special curriculum, Japanese language instruction, Foreign school-children, The role of School Leaders, Public School

1 大阪大学 大学院 博士後期課程 (サンパウロ大学 大学院修了生), 大阪, 日本 sayaka@usp.br

1. はじめに

日本とブラジルが国交を結び120年、その間日本とブラジルでの人の移動は活発に行われてきた。特に、1990年入管法の改正に伴い多くの日系ブラジル人が来日した。また、その形態も初期の単身型から家族呼び寄せ型に変化し、親のデカセギに同行した子どもたちの教育問題も生じた。

日本とブラジルの子どもへの教育保障を比較した際、ブラジルでは移民など外国人でも義務教育を受ける権利が保障されているが、日本の教育基本法では「日本国民にだけ教育の義務がある」とし、外国人には義務教育に義務のない点が決定的な差と言える。そのため、日本国内の法律上、日本での教育の対象外とされる外国人児童・生徒の不就学の問題などが長く課題として指摘されてきた。(佐久間 2006, 拝野2011)

また、国籍に関しても移民・外国人の子どもがブラジルで生れた場合、ブラジル人として国籍を地縁で与えるブラジルに対し、日本は血縁で与える。つまり、日本国内で配偶者が日本人ではない外国人同士の結婚で生れた子どもの場合、いくら日本生まれだとしても、国籍上は「日本人」として認められず、いつまでたっても「外国人」なのである。現在では、日系ブラジル人が日本にデカセギに来て、日本国内で結婚・出産するケースも増え、日本生まれで一度もブラジルに行ったことのない子どもたちの存在も珍しくなくなっている現状を見逃してはいけない。

ただし、外国人児童・生徒は法律上、義務教育を受ける義務がないものの、日本政府・文部科学省はその状況を野放しにしていた訳ではなく、急増する外国人児童・生徒への教育の充実に向けて様々な手立て²を打ってきた。国際人権規約の規定に基づき、公立学校に無償で受け入れ、外国人の子どもたちの教育を受ける権利を保障する活動が見られた。具体的な例としては、市役所からの公立学校への入学手続きの通知や集住地域における国際教室、日本語早期適応教室などが見られる。しかし、今まで外国人児童・生徒への日本語教育は正式な教育課程として位置づけられていなかったため、「ボランティア・善意的」な側面が強く、活動も地域差、学校差が大きい点が指摘されていた。(佐久間 2014)

文部科学省³(2014)は、定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童・生徒の増加などや地域による指導・支援体制のばらつきの問題を解決し、学校における日本語指導を一層充実させるため、日本語指導が必要な児童・生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について、「特別の教育課程」と位置づけ、2014年4月より施行した。この施策は日本での日本語教育上大きな変革をもたらすことが期待されている。

2014年に実施された日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する

2 施策の詳しい流れは田尻 (2014) を参照。

3 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm (取得日：2016年1月9日)

調査の結果⁴によると、義務教育諸学校において日本語指導を受けている外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒数は 5,788 人である。一方、義務教育諸学校において日本語指導を受けている日本国籍の児童・生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒数は 1,238 人にのぼる。

佐久間(2014)によると、これまでは日本語指導の実施は教育委員会や学校の意向に左右され、自治体あるいは学校間の格差が大きかった。しかしながら、日本語指導が「特別の教育課程」と位置づけられたことで、今後は日本語指導をするのは各学校の「義務」であり、指導体制を整えるのは校長・教育委員会の「責任」となり、外国人児童・生徒の教育体制を整える上で学校の管理職の役割はさらに重要性を増したと述べている。また、具体的には田尻(2014)によると、日本語指導の対象とする児童・生徒の判断は「学校長の責任の下」で行うとしており、学校長に難しい判断が迫られている点を指摘している。つまり、校長が必要と認めれば、全国の小・中学校で「特別の教育課程」として日本語が教えられることになったのである。

学校内での体制づくりで校長が担う役割がさらに重要になる。本稿では、外国人児童が在籍する日本の公立学校での校長経験者へのインタビューを通して、公立学校で外国人児童・生徒への日本語指導の体制づくりのために管理職の果たすべき役割について考察することを目的とする。

2. 先行研究

以下の3点について先行研究を見て行く。

2.1 日本とブラジルの教育制度

ブラジル人児童・生徒が日本で就学する場合、主に公立学校とブラジル人学校が選択肢として挙げられる。(小内 2009、佐久間2006、拝野2011、山之内2011、山本2013)

公立校に通うメリットは、学費が無料な点である。日本の義務教育は小学校6年間と中学校3年間の計9年間である。義務教育の期間は通常、毎年1学年ずつ自動的に進級することを基本とし、留年することはまれである。日本の公立学校では外国人児童・生徒に対する日本語教育が主な施策で、母語保持の面では十分に環境的に整っているとは言えない。そのため、将来の帰国を考慮し、ポルトガル語能力の保持を重視する場合、ブラジル人学校が選択される。

4 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/_icsFiles/afieldfile/2015/06/26/1357044_01_1.pdf (取得日：2016年1月9日)

表 1 - 日本とブラジルの教育課程

日本の教育課程	期間	ブラジルの教育課程	期間
保育園、幼稚園	3～6歳	幼稚園 (Pré-escola)	4～5歳
小学校：義務教育	6年間 (6～12歳)	基礎教育1：義務教育 (Ensino Fundamental 1)	5年間 (6～10歳)
中学校：義務教育	3年間 (12～15歳)	基礎教育2：義務教育 (Ensino Fundamental 2)	4年間 (11～14歳)
高等学校	3年間 (15～18歳)	後期中等教育 (Ensino Médio)	3年間 (15～17歳)
大学、短大	大学 4年、短大 2年 (18歳～)	高等教育 (Ensino superior)	4年間以上 (17歳～)
大学院	2年以上	大学院(Pós-graduação)	2年以上

出典：筆者作成

日本の公立学校の立場を知るためには、日本の教育制度とブラジルの教育制度の違いを理解しておく必要がある。

山口(2012)によると、ブラジルの教育制度は各自治体の教育局に予算や人事や教育内容を決定する権限を有しているため、非常に分権的である。そのため、地域の経済格差が教育に直接反映し、豊かな南部や南東部地方と貧しい北部地方などの学校間の格差が顕著である。さらに格差社会を反映して公立と私立学校の教育の質の差が大きいことが指摘されている。ENEM⁵(2010)の結果によると、トップ100校のうち、公立学校は約1割にすぎず、ブラジルのトップであるサンパウロ大学(USP)では約75%⁶の学生が私立学校出身者である。つまり、学費が無料のブラジルの国公立大学に入学を果たすには、幼年期から授業料が高額な私立学校に通わせ教育投資を要する矛盾が生まれている。日本国内のブラジル人学校のデメリットとして授業料が高額な点がよく指摘される。しかし、結局ブラジル本国においても、教育の質を確保するには、公立学校ではなく私立学校を選択し教育費を費やす必要があるのが現状である。

5 高校を卒業する時点で受ける全国学力検定試験

6 <http://educacao.estadao.com.br/noticias/geral,conselho-da-usp-discutira-adocao-de-cotas-no-vestibular-da-fuvest-nesta-3,935182> (取得日：2016年1月9日)

一方、日本は中央集権で文部科学省により全国統一した学習指導要領が存在する。そのため、ブラジルに比べて公立学校の教育の質は差が大きい。また、私立学校には中高一貫教育など独自の教育方針を打ち出してはいるが、日本の学校はブラジルほど公立学校と私立学校の間で教育の質に大きな格差が存在する訳ではない。つまり、日本の場合、公立校出身者でも十分に充実した教育を受け将来難関国公立大学に進学が可能であることを本稿で取り上げる「日本の公立学校」の前提として断っておく。

文部科学省(2014)によると、公立学校に在籍している外国人児童・生徒数は、73,289人⁷であった。また、同省の日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査⁸(2014)によると、2014年5月1日の時点で、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は29,198人である。また、日本語指導が必要な外国人児童・生徒を母語別にみると、ポルトガル語を母語とする者の割合が8,340人と3割近くであり、ブラジル人が最も多いことになる。その内、公立小学校に通うブラジル人児童は5,811人、公立中学校に通学するブラジル人生徒は2,160人と小学校が約3倍と在籍者数が多い。

先に述べた学習指導要領は日本人の子どもたちを対象に想定したものであり、近年急増する外国人児童・生徒には十分に対応できていない。外国人児童・生徒への日本語教育を含む支援体制に関しては外国人集住地域と外国人散在地域間で地域差が大きいことが特徴となっている。

このようにブラジル人児童・生徒の学校選択において公立学校が選択肢の1つとなっている現状を踏まえ、公立学校でのブラジル人児童・生徒の日本語支援体制について考察することは意義がある。

2.2 「特別の教育課程」による日本語指導の制度化

これまで外国人児童・生徒への日本語指導は教育課程に制度化されてこなかったが、2014年から日本語指導が「特別の教育課程」に正式に位置づけられた。施行後約2年が経過した2016年現在、本施策が研究として取り上げられる際には、立案までの流れ及び意義、課題を中心に論じている傾向がある。

2.2.1 施策の意義と課題

佐久間(2014)では、外国人児童・生徒に対する文部科学省の近年の3つ

7 出典：文部科学省「学校基本調査」

8 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/_icsFiles/afieldfile/2015/06/26/1357044_01_1.pdf (取得日：2016年1月9日)

の代表的な外国人児童生徒施策⁹を取り上げた。日本語指導に関する省令改正の経緯と改正によって日本語指導に大きな変化をもたらすとした上で、最近の文部科学省でとられている施策、日本の子どもの教育権利は国内法、海外の子どもの権利は国際法で対応しようとしていることを指摘している。そのため、子どもに接する学校関係者等は最善の施策がいろいろな諸法でどこまで守られているか十分認識した上で、活動する必要性を主張している。

また、田尻(2014)では、施策自体は画期的なものであるとしながら、2014年度からの全国的な実施には、国の支援を受けている地域とそうでない地域とで指導体制に差が出てくるのではないかと指摘している。具体的には、田尻(2015)によると、施策の施行によって予想される問題点として以下の3点を指摘している。①小中学校の教員免許に「外国人の児童生徒のための日本語」はないので実際の担当者の配置は校長の裁量に任せられ、地域によって指導内容が異なる点。②従来の日本語ボランティアは「指導補助者」として位置づけられ、必ず教員免許を有している人と一緒にないと授業に関われなくなった点。③指導内容が多岐にわたる点。

川上ほか(2014)は、「特別の教育課程」化が日本語を学ぶ子どもたちの教育への影響と、その課題について考察した。池上(2014)は、課程においてどのような教育実践が実現可能であるか、具体性については明らかではなく、各現場で状況に応じて創出していくことが求められると指摘している。川上(2014)は、正式に位置づけられたことで教育の質が問われるとした。

2.2.2 一対一の対話型アセスメントであるDLA (Dialogic Language Assessment)の活用

施策の施行に伴って、日本語指導が必要な児童・生徒の日本語能力を測定する構造化された基準として一対一の対話型アセスメントであるDLA (Dialogic Language Assessment:以下DLA)が開発された。このDLAを用いた調査・研究も報告されている。

石井(2014)によると、DLA等のツールの使用によって、背景となる言語能力や習得に関する考え方の理解が教育現場に広まることの意義は非常に大きいと述べている。

中村(2014)では、公立小学校に通う日本生まれ日本育ちのブラジル国籍の児童6名に対してDLAによる日本語能力測定を実施した。その結果では各児童によって様々なレベルが示され、DLAの結果に基づき各児童のニーズに沿った授業計画の立案と長期支援の必要性を説いている。

教育現場でDLAを活用した永田(2015)の実践報告によると、読み書きの力を高めるために、DLAの結果をもとに、読書指導の際に1学期間で読む目標

9 (1)2008年6月：外国人児童生徒教育の充実方策について、(2)2011年3月：外国人児童生徒受け入れの手引き、(3)2012年：日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議

冊数を立て、JSL評価参照枠に沿った日本語力の評価表（通知表に相当）を作成しコメントを日本語と中国語の2言語でつけて保護者と本人にフードバックした。該当校は、中国ルーツ児童が全校児童の約25%を占めており「特別の教育課程による日本語指導推進事業」の研究校に指定されている。今後、他校でもこの実践事例がモデルとなって広がっていくことが期待される。

孕石ほか(2015)の研究では、DLAの一部検査による判定結果から得られる日本語レベルに応じた「特別の教育課程」モデルの提供及び、日本語レベルごとにwebベースで授業実践を可能にする「特別の教育課程」モデルを提案している。

今回の法の施行によって期待されることの1つは、今までの外国人児童・生徒への日本語支援が盛んだった外国人集住地域だけでなく外国人散在地域においても日本語指導が実施されていくことである。

矢崎(2015)は、外国人集住地域として知られる静岡県での日本語初期指導カリキュラムとDLAの普及に向けて静岡県浜松市で実施された2013年と2014年の2回に渡る研修会の活動を報告している。この研修会の参加者は、教員・ボランティア支援者・浜松市教育員会関係者で構成されており、主にDLAの講習会が行われた。講習を通してDLAの使用法への理解を促し、また実際に使用した際に起こりうる問題点も指摘された。

一方、中川(2015)は、外国人散在地域において「特別の教育課程」による日本語指導を編成・実施するにあたって必要となる点として「情報周知」「研修」「教材」「人材」「組織」の観点から論じ、外国人散在地域において地域を巻き込んだ新しい教育支援モデルとしての大きな可能性を秘めていることを示唆している。

結果については施行から期間が経てば経つほど、今後調査・報告や事例研究が増えていきこの施策の効果及びDLAの有効活用が広がっていくと思われる。

2.3 管理職の役割

2008年文部科学省は、外国人児童生徒教育の充実方策についての報告の中で、学校における指導体制の構築を図るためには、校長や教頭などの管理職の理解と役割が大きく、これらの者が、外国人児童生徒を受け入れた場合の学校運営について十分な知見を有しておく必要性及び、管理職を対象とした「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を充実させ、積極的な参加を促す等、校長等管理職の役割について明記した。

佐久間(2014)によると、外国人児童・生徒の受け入れと学校全体の指導組織の整備を図るには、校長や教頭等の管理職の理解と役割が大きいと述べている。具体的には、校長の役割の大きさを「学校王国」そのものであると表現しながら、学外者が支援者として入るか、日本語補助者やボランティア支援者が校内でサポートできるかどうか、校長の判断にかかっていると指摘している。立場と経験の違いによって日本語学級担当者に望まれる資質の違いについて調査した菅原(2014)によると、外国人生徒多数在籍校校長であ

る協力者は、日本語学級の担当者に対して、担当者としての専門性と教員全体の意識を変えていくためのリーダーシップ及び日本語学級の取り組みの発信力が必要であると考えていることを明らかにした。このような校長がもっているイメージ像が、日本語教室の担当者の配置あるいは、評価に関して影響を与えうる。

大管(2012)では、学校現場において学校・担任と協力者の連携を実現していくためには、管理職が日本語指導担当者と在籍学級担任との橋渡しの役割をすることが大きいと指摘している。臼井(2009)では管理職の役割として、指導方針の明確化、全校的な指導体制やシステム整備及び指導に必要な人材とリソースの確保することであると指摘している。

このように、2014年から日本語教育が教育の特別課程に位置づけられ、今後より一層管理職の役割が大きくなっていく中で、外国人児童が在籍する学校で校長経験者の意見に耳を傾けることは大いに役に立つと思われる。先行研究では、管理職の役割の重要性が強調されてきたものの、校長自身が外国人児童に対してもつ意識や学校での外国人児童への支援体制づくりに関して具体的に知ることはできなかった。そのため本稿ではインタビューを通して、より質的に見ていく点に力を入れる。

3. 方法

日本の公立学校の外国人児童への対応における管理職の役割を明らかにするために愛知県X市のA小学校の元校長へ予め準備した質問用紙をもとに半構造化インタビュー調査を実施した。インタビューは2016年1月6日に、喫茶店で約1時間に渡って行った。ICレコーダーで録音されたインタビューは書き起こした。予め準備した質問事項は主に以下の7点である。(1)愛知県X市A小学校の外国人児童への支援の概要(2)校長として外国人児童に接する際の意識・関わり方(3)外国人児童の保護者に関すること(4)外国人児童が在籍する学級担任へのサポート(5)語学相談員へのサポート(6)学級担任・言語相談員の連携(7)日本語指導を「特別の教育課程」と位置づけたことに対する意見。

3.1 調査地の概要

愛知県は日本のほぼ中央に位置し、人口744万4,513人¹⁰、東京都・神奈川県・大阪府に次いで全国第4位である。愛知県の県内総生産は、京都、大阪府に次いで全国第3位で、大手自動車工場があるため、製造業の構成比は全国に比べ極めて高いのが特徴である。デカセギ労働者の勤務先となる工場が多数県内に存在するため、愛知県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の

10 <http://www.pref.aichi.jp/> (取得日：2016年1月9日)

学校種別在籍数¹¹は6,373人、699校と全国一位に位置づけられている地域である。またA小学校が存在するX市は、人口約4万人で比較的小規模な自治体である。大手自動車関連企業が多く立地し、約2000人が外国人で、その内ブラジル人が約1000名と半数を占める。市内の小中学校には、200人弱の外国人児童・生徒が在籍している。日本語教育が必要な児童・生徒も年々増加、しかも多国籍化の傾向が見られる。そのため、X市では外国人児童生徒通訳者を配置し、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談などの対応と現在は言語や生活習慣等で不慣れな外国籍の児童生徒を対象にセンター校方式¹²での早期適応指導も実施している。

3.2 協力者のプロフィール

協力者のB氏は、愛知県X市A小学校の初代校長である。B氏は前任校在職時には校長ではなかったが、ブラジル人生徒や巡回指導員と関わる機会があった。その後、Y市の教育委員会に配属され際には、国や県からの指示を受けて市内の外国人児童・生徒数の調査を担当したことがあった。A小学校は、2002年に開校され、B氏は5年間在職した。B氏はA小学校の後、別の市の中学校に赴任し、退職後の現在は第三者評議員¹³としてA小学校のあるX市教育委員会に関わっている。日本の大学の学部生の頃、筆者は日本語教育とポルトガル語を勉強していた関係で、A小学校で実施された在伯日系ブラジル人の子どもたちとの交流のイベントに参加する機会がありB氏と知り合った。新設校にも関わらず、既に語学相談員が配置され外国人児童への対応体制が敷かれており、ブラジル人を含め海外の視察団の訪問もあり開かれた学校というのが印象的だった。B氏が校長として在職した期間が学校の基礎を作り、校風を決めるのに大きな役割を果たしたのではと思った。また、B氏の在職期間からは年月が経っているが現在も同校に関わっている立場であり、複数の学校で校長を歴任していたため、外国人児童が在籍する公立学校での管理職の役割についてインタビューするのには適任と思い調査協力を依頼した。

11 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/_icsFiles/afieldfile/2015/06/26/1357044_01_1.pdf (取得日：2016年1月9日)

12 自校の児童・生徒だけでなく、他校に在籍する子どもたちの教育もおこなう学校のこと

13 大学や教育研究機関の職員、学識経験者等、当該学校と直接関係をもたない、または当該学校及びそれを設置管理する主体とは独立した機関（国や都道府県教委等）が、学校を客観的に評価することにより、その現状と課題について把握し、客観的・専門的立場から指導助言等を行うことを目的として行うものである。当該学校及びその設置主体とは独立した評価機関が、学校の自己評価結果及び学校関係者評価結果その他の資料を参考としつつ、学校訪問等を通じて学校運営全般及び自己評価・学校関係者評価が適切に実施されているかどうかについて客観的に評価することを基本として実施する。（詳しくは http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/037/shiryo/06112211/001.pdfを参照のこと）

4. 分析

ここではB氏へのインタビューを基に7点の質問事項別に分析していく。(Bは校長であるB氏、Enは筆者を示す。)

4. 1愛知県X市A小学校の外国人児童への支援の概要

A小学校は、2つの小学校から各学年2クラスずつ、合計4クラス分が集まって、新設された学校である。既にその2つの小学校で日本語支援が必要な外国人児童が在籍したため、A小学校にも開校時にポルトガル語が堪能な専門性をもった語学相談員が配置されていた。毎年10名程の外国人児童が在籍し、主な国籍はブラジルでペルーも存在した。当時は日系ブラジル人の語学相談員が取り出し授業だけではなく、2006年からは地元の大学の学生が3名、週2回、2時間ずつ来て日本語指導や教科指導のサポートを実施した。現在は地域の日本語指導のセンター校の役割を担う程日本語教育支援体制が充実していった。

4. 1. 1クラス編成

各学年に複数の外国籍の児童が在籍したが、学年の教師同士で相談し合い、各学年に1クラスに外国人児童がまとめて在籍する体制を取った。

B: 中堅の力のある先生が、私がワールド学級になりましょうと

外国人児童が在籍する普通学級を「ワールド学級」とし、中堅で学級運営スキルに優れた教師を学級担任に配属し、子どもたちがより安心して学校生活を送られるように心掛ける体制を築いた。また、日本語が全く話せないブラジル人児童の担任になった教師の中には独学でポルトガル語を勉強して児童とのコミュニケーションを図ろうと努力する者も存在した。

B: 1人だけでしたけど、ポルトガル語のテレビ、ラジオ教室のテキストを取って、せめて日常コミュニケーションは取りたいと思って努力した教員は1人いましたけどね。

A小学校では母語保持の活動はないものの、外国人児童に対して単に日本語習得を促すだけではなく、担任の先生自らが外国人児童の母語に関心をもった姿勢は、異国で異国の言葉を学ぶ環境の児童にとって、大きなサポー

トになったに違いない。

4. 2校長として外国人児童に接する際の意識・関わり方

それでは、B氏は当時実際どのように外国人児童に関わっていただろうか。

4. 2. 1 教室での声かけ

日常の学校生活の中で教室によく足を運び、日本人児童だけでなく外国人児童にも挨拶を交わす機会を自ら作っていた。

B:教室をよく見に行くので会いますね。話というか挨拶くらいはしました。

文部科学省による外国人児童生徒受入れの手引き (2011)では、外国人児童への管理職の重要な役割の1つに、外国人児童・生徒の成長を見守るために、外国人児童・生徒が在籍している学級の様子を丁寧に観察し、本人にも積極的に声かけをすることを推進している。B氏の行動は学校管理職として外国人児童に関わる重要なものであった。

4. 2. 2 外国人児童と給食の会食

日本には「給食」という毎日各教室で一斉に昼食を食べる習慣がある。基本的に、幼稚園から小学校・中学校には給食の時間が存在するのが一般的である。給食は「給食の先生」と呼ばれる栄養士や栄養教諭が子どもたちの健康のために栄養バランスを考慮した献立を考え、それをもとに調理した給食が毎日学級別に配膳される。

特に、B氏の外国人児童への関心が分かるのは、語学指導員からの要請で月に1回は校長室で校長のB氏、教務主任、語学指導員と外国人児童と給食の会食を初年度から実施していた点である。

B:仲良く食べる、児童自身が楽しみにして来たいようなので、楽しく話しをする。その日の献立の話とか。

A小学校の全体の取り組みとして、保護者が給食を会食する日が年に2回あり、一般学級の場合でも、1年生から5年生は年に1回、校長と栄養士、給食婦が教室に出向き児童と会食する機会があった。6年生は卒業間近に4、5人グループとなって校長室での会食を実施し、会食を通して校長と接しやすい

校風がある学校であった。それにしても、日本人児童は年に1回の中、外国人児童には毎月共に会食をする機会を持ち、直接外国人児童の様子に目を配ったことで外国人児童も自分たちに関心を持ってきているのが伝わったのではないだろうか。

4.2.3 在伯日系ブラジル人の子どもたちとの交流

筆者がA小学校に訪問するきっかけとなったのは、同校で実施された在伯日系ブラジル人の子どもたちとの交流イベントであった。この交流は同校に語学指導員の関係者から打診があつて始まったものであるが、3年に1回程度の頻度で実施されてきた。A小学校は新設校であり、学校施設も大変充実しており、ブラジル人の子どもたちとの交流だけではなく、JICAの事業である教育視察団の視察校にも選ばれ、国際交流が盛んであった。こういった交流の打診があつた際に受け入れるかは、校長であるB氏の専決事項であった。

En:それは打診があつた時には、校長先生がOKとなれば学校として

B:それは本当に校長の専決事項だし、どのようにするかというのも私の指示で動くというね。

En:そういう時にはどういう感じで学校の先生方には周知というか。

B:全体計画をみせるのね。(中略)基本は授業に参加するという方針を立てたので、6年生の習字に参加するか、1年生の図画工作に参加するかは相手の方も承知して。(中略)給食体験もあつて。

(下線は筆者による)

また、交流の際には保護者にもイベントに関して知らせ、興味がある保護者たちは実際に都合をつけ視察団を見学に来校し、語学(英語)が堪能な保護者や地域の方にボランティアとして関わってもらい応援体制を整えていた。

筆者もイベントに参加した際、学校の先生方も外国人を歓迎し、交流することに慣れている様子が感じられた。

B:それは手ごたえを感じるからじゃないかな。(中略)皆でいろんな事をやっていこうという職員の意識にはなっていたんじゃないかな。

校長が先頭に立って、教員全体にも意識付けしていったのは、大変重要な役割を果たしたと言える。

4.2.4 校長として外国人児童に接する際に意識していたこと

B氏はA校に赴任前にもブラジル人生徒及び巡回指導員と関わる機会があり、校長として同校に赴任した際にも上記に挙げたように様々な活動を通して、外国人児童の学校生活をサポートしていた。B氏に外国人児童と接する際に意識していたことを伺った。

B:一番意識したのは、中学生とは違って教育入門期の生徒だから、もちろん日本語も必要なんだけれども本当にこの子たちにとって日本語が必要なのか、それかあとコミュニケーションを取るとかですね。クラス集団の中でコミュニケーションが上手く取れるようにしたいという気持ちでしたね。
(下線は筆者による)

外国人児童にとって「日本語」の必要性に関しては思う所があったようである。しかし、小学生ということもあり、まずは学校生活に慣れて集団の中でコミュニケーションがしっかりできる児童に成長して欲しいという願いをもっていた。

しかしながら、実際には同校は取り出し授業を実施し、語学相談員もいるサポート体制が整ってはいたものの、カリキュラムの面など1人1人の実態に合わせた整備にまでは手が回っていなかった。

B:校長から見て子どもたちは何かもつとしてあげたいし、問題をもつというか課題がある。

En:心配とおっしゃったのは、どういう感じの?

B:もっとこの子たちの年齢相応な教育をしてあげたい。

En:それが難しいというのは言語の問題であったり、文化だったり

B:言語だったり、人員だったり、カリキュラムだったり。カリキュラムが整備されていなかったし、整備というよりも一人一人が違うから。
(下線は筆者による)

B氏の語りから、今後特別の教育課程が施行される中でしっかりとしたカリキュラムも整備されていく必要性を示唆している。

また、A校は当時新設校ということもあり、さまざまな部分で整えないといけないことが多い中で、外国人児童へのサポート体制を構築していった。

B:その子、外国籍の子にね。力を入れたいけれども、そうじゃなくてそれぞれ1人1人の子を見て行こうと日本人の子全般で言っていたから、あの～。これははっきりしていたよ。全体の見せかけをよくするのではなくて一人一人の子をよくするというには力を入れていたよ。その中でカバーするつもりだった。今にして思ったら外国籍の子のことをもう少し全面に出し

てやれたらよかったと思う。

(下線は筆者による)

当時、一人一人の児童を顧み、成長を促そうという方針があり、その中で外国人児童に対しても支援していこうとしていた。B氏はもっと外国籍の子どもたちに目を配ってあげたらと回想している。しかし、新設校特有の忙しさの中で、外国人児童のサポートまで手が回らず放置される事態が予想されるが、A校は先に挙げたような取り組みも実施していた点は大きかったと思われる。

また、まだ日本語指導が特別の教育課程の正式に位置づけられていなかった当時を振り返って、B氏は法律の範囲内で運営されていたとしつつも、教育現場で見てくる外国人児童の問題に対応するため、人員や財政支援が欲しい場合に、なかなか行政機関に伝える体制がない状況を抱えていた。

B: 校長から見て、外国籍の生徒は心配な生徒でもっと充実した教育活動をしたと思うから、もう少し根本的に人とか財政の支援を欲しいと思うじゃない。それはどういう形で市なり、県なり、国へ伝えていくかっていうことだけど。それはあまりない。あまりなかったし、聞いてもやりようがないんだな。それこそ、何か法律があれば出来るんだけど。

(下線は筆者による)

西田(2011)が実施した公立小学校校長が県や市などの自治体に要望することに関するアンケートでも、外国人児童生徒の支援員を確保するための予算が要望として挙げられた。外国人児童の教育の充実のために、現場の意見を汲み取る体制など自治体や大学関係者、企業関係者など、外部からの多くの人々の知恵を結集していくことが求められる。

4.3 外国人児童の保護者に関すること

A小学校の外国人児童の保護者は、平日に開催された授業参観には姿がなかったものの、週末に開催した運動会には参加する様子をB氏も見受けたことがあるという。外国人児童の多くは学校近隣にある県営の集合住宅に住んでいた。在日ブラジル人集住地域の多くは集合住宅がある地域にできることが多いのが特徴がある。B氏は前任校では、ブラジル人生徒が住む集合住宅に行き保護者にも会う経験があったという。

B: 今にして思うとまあ担任と一緒にね、家庭訪問しても良かったのかなと思っっている。親との信頼関係を得るというためにね。

日本には年に一回学級担任が、児童の各家庭に訪問し保護者と担任で児童の学内外の様子を話し合う機会がある。上記の語りは、B氏の外国人児童及

び外国人児童の保護者への真摯な姿勢を表している。

4.4 外国人児童が在籍する学級担任へのサポート

B氏は学級担任に対して学年に1人と選ばれ、責任をもってしっかりやっていたと評価していた。その上で、外国人児童が担任に相談しても上手くいかない、汲み取れない場合には、語学相談員に児童を指導してもらう方向で連携を促していた。

4.5 語学相談員へのサポート

先に述べた外国人児童との給食の会食や在伯ブラジル人の子どもたちとの交流は語学相談員からの要望である。こういった要望を受け入れ学校全体の計画に組み込んでいったのも校長としてのB氏の理解があったからこそであった。

4.6 学級担任・言語相談員の連携

外国人児童に関する相談の際は、B氏は担任と管理職だけが相談してもあまり効率的ではないと判断した上で、A小学校では担任、教務主任、教頭、語学相談員とチームで相談体制を取っていた。相談員は週に1回は来校し、月例で連携して当面課題を話し合う機会をもっていた。

B:一番は、語学相談員さんが1人いらっしやって、10人の子どもの様子を伝えるのに一度に集まった方が早いです。時間的な効率を高めるのに。それからフィードバックをする機会がないと語学相談員さんの実働が上がらないし。

土屋ほか(2012)によると、取り出し授業では、在籍学級担任と日本語教室担当者の連携・協働が要となる。A小学校では、この集まりの中で、語学相談員の助言を受けて、担任が次の時までには外国人児童の状況により即した補充教材を準備するなどの連携が行われた。子どもたちにとって学校が居場所となるためには、こういった連携・協働や、共に児童を見守る環境体制づくりが重要である。

4.7 日本語指導を「特別の教育課程」と位置づけたことに対する意見

最後に元校長として今回の日本語指導を「特別の教育課程」に正式に位置づけられたことに関する意見を伺った。今後日本語指導に当たる者は教職

免許取得が必須と明記された点及び教職養成課程には外国人への日本語教育がない点については、総合的な学習¹⁴も次第に内容的には整備されていった実態を引き合いに、最初は人的な準備が遅れるかもしれないが、将来的には有効であるという見解を示した。

4.7.1 利点：正式の教育課程に位置づけられたことで予算化可能

B氏は、法律ができる前は校長の意向によって「ボランティア」に近い形で、外国人児童への教育体制が大きく左右されていたが、法に決まることで予算を付け必要な人員が配置し易くなった点が利点として挙げた。

B:それはいいことだと思います。それは、法で決まれば予算がついて人員が配置されるはずだから。法ができていない間はボランティアに近い形で、校長の知恵で運営していたんだけど、要するに行政としても予算をつけられるし、その予算の下で人を探すこともできるし。(中略)法律ができて初めて始まるわけだから。予算つけるのに「何でその予算をつける?その根拠は?」と言われたら、そういう法律があればできるから。法律がない場合は、トップダウン。トップの意向です。

(下線は筆者による)

土屋(2012)によると、これまでの外国人児童への教育支援は、目の前の子どもを何とかしなければならぬという関係者の「善意」のよって支えられてきたが、この「善意」頼みの教育支援は限界を迎えている現状を指摘し、これはB氏の見解と一致したものである。

また、外国人散在地域の外国人の子どもたちへの教育支援について調査した中川(2015)は、今まで指導時間は子どもの学習状況によって決まるのではなく、予算によって決まり、予算がなくなれば、日本語指導はそこで打ち切られるという体制を問題視した。

2014年からの施策に関連して、2013年から文部科学省の実施する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業¹⁵」により一部の地域を対象として予算化された。初年度は愛知県内では名古屋市¹⁶教育委員会のみ実施されたが、2015年には愛知県教育委員会をはじめ、愛知県内の他市(名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市)の教育委員会でも支援事業が広まっていった。名古屋市の報告書(2014)によると、市内の小中学校に在籍す

14 詳しくはhttp://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sougou/main14_a2.htm (取得日:2016年1月10日) 参照

15 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531.htm (取得日:2016年1月10日)

16 愛知県西部の政令指定都市であり、同県の県庁所在地

る約1500人の日本語指導が必要な児童生徒のための支援システムが整いつつあるのは支援事業によるに財政的支援によるところが大きいと、法に位置づけられたことによる予算化の効果が見られる。支援を受けた教育委員会はDLAの使用が必須となるが、外国人児童・生徒教育の先進地域の一端を担う愛知県教育委員会も支援を受け始めたので、田尻(2015)が述べたようにDLAが今後全国に普及していくことが予想される。

4.7.2 課題：施策の周知・研修体制

一方、B氏は、2007年から障害のある児童・生徒に対して一定の要件の中での、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられた際、愛知県では毎年校長を対象に研修会を実施し周知、定着していったのを引き合いに出しながら、外国人への日本語指導を「特別の教育課程」と位置づけた本施策も校長への周知と研修体制が必要な点を課題として挙げた。

B: (障害のある児童・生徒に対しての)特別教育体制づくりはどの校長も1度は半日講習を受けるというシステムにしたので周知ができたと思うんだよね。だから同じように必要かもしれない。

中川(2015)によると、2014年の省令施行がなされてから半年以上経った時点でも、周知が十分ではなく、全国にはいまだに省令公布の事実を知らない現場の教育支援関係者が存在すると指摘した上で、教育支援に関わる者が省令の施行に関してまずは「知る」ということが重要であると述べている。

文部科学省初等中等教育局国際教育課では、1993年から「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修¹⁷⁾」を毎年実施し、2003年からは校長・教頭等の管理職も対象とした。現在、この研修では外国人児童生徒教育の現状と課題、「特別の教育課程」による日本語指導の要件、日本語能力の評価の在り方等に関する講義、DLAに関する演習などが盛り込まれている。しかし、定員に限りがあり、そもそもこの講習会に申し込む学校・地域の教員及び管理職は外国人児童・生徒の支援に対して意識が高いことが想像される。

やはり、校長を含む管理職へ周知するには地元開催の研修会を実施していくことが必要と言える。

5. まとめ

B氏の語りから、外国人児童生徒が在籍する日本の公立学校での管理職の役割として、外国人児童生徒のために温かいまなざしで成長を見守る姿

17 詳しくはhttp://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm (取得日: 2016年1月10日)

勢、具体的には教室での声かけや給食の会食を通して児童と直接接する機会をもつことの重要性が示された。また、語学指導員からの要望を受け入れる体制や、在伯日系ブラジル人の子どもたちとの交流など国際交流する機会をもち、他の教員への意識付けにも貢献した姿から、校長が率先して先頭に立つことで校風に大きな影響を与えたと言える。さらに、学校内では、外国人児童が在籍する通常学級のクラス編成や担任、教務主任、教頭、語学相談員とのチームで相談体制を整えるなど、内部での連携を積極的に促すことが管理職の大切な役割であると言える。また、B氏の語りから、外国人児童の支援のため、人的・財政的支援が必要だと感じるものがあってもそれを行政機関に伝えていく手段があまりなかった状況も示された。教育現場では、法の範囲内でやるしかなく、それを打破するのは法の改正等、政治の役割でもある。学校現場の現状を踏まえ、今回の日本語指導が「特別の教育課程」へ位置づけられたことは、まずは予算がつくことで必要な人員の確保する契機になった点が教育現場に大きな影響を及ぼすということが明らかになった。その上で、校長に定期的な研修などを通して施策を周知させることの重要性も述べている。

先行研究でも管理職の役割の重要さは指摘されてきたが、本稿を通して管理職が担う役割の大きさについて具体的に詳細に読み取ることができ、今後校長の責任下で施策を実施する際に参考になることを期待したい。

6. 参考文献

愛知県 <http://www.pref.aichi.jp/>

拝野寿美子(2011) 「在日ブラジル人の子どもたちの教育とブラジル人学校」三田千代子(編)『グローバル化の中で生きるとは -日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし-』第4章, 上智大学出版, pp. 141-183.

孕石敏貴・野村泰朗(2015)「Webベース教育課程編成支援エキスパートシステムにおける評価参照枠に対応した特別の教育課程モデルと実施可能な指導計画モデルの提案」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』埼玉大学教育学部, Vol. 14, pp. 89- 94. <http://ci.nii.ac.jp/naid/120005602860> (取得日: 2016年1月10日)

川上郁雄、野山広、石井恵理子、池上摩希子、齋藤ひろみ(2014)「「特別の教育課程」化は子どもたちのことばの教育に何をもたらすのか: 年少者日本語教育のこれまでの成果と教育実践から考える」『2014年度日本語教育学会春季大会予稿集』, 公益社団法人日本語教育学会, p. 35-46.

文部科学省(2008)「IV外国人児童生徒の適応指導や日本語指導について」『外国人児童生徒教育の充実方策について(報告)』

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/005.htm (取得日: 2016年1月10日)

文部科学省(2011)「外国人児童生徒受入れの手引き」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm (取得日: 2016年1月10日)

文部科学省 (2011) 「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531.htm (取得日: 2016年1月10日)

文部科学省 (2014) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm (取得日: 2016年1月10日)

文部科学省 (2014) 「平成25年度「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」に係る報告書の概要 (名古屋市)」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1351728.htm (取得日: 2016年1月10日)

文部科学省 (2014) 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査の結果」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/_icsFiles/afieldfile/2015/06/26/1357044_01_1.pdf (取得日: 2016年1月10日)

文部科学省 外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm (取得日: 2016年1月10日)

西田ひろ子 (2011) 『ブラジル人生徒と日本人教員の異文化間コミュニケーション』 風間書房

永田耕平 (2015) 「教育現場でのDLA活用実践: 大阪府門真市S小学校の取り組み」 『2015年度日本語教育学校秋大会予稿集』 pp. 57-60.

中川祐治・足立祐子・内海由美子・土屋千尋・松岡洋子 (2015) 「外国人散在地域における「特別の教育課程」による日本語指導」 『福島大学地域創造』, Vol. 26, No. 2, pp. 49-61. <http://hdl.handle.net/10270/4205> (取得日: 2016年1月10日)

中村諭実子 (2014) 「「特別の教育課程」に伴う日本語能力評価から考察される日本語指導について: 日本生まれの外国人児童に関するケーススタディー」 『日本教育学会大会研究発表要項 73』, pp. 162-163

http://cinii.ac.jp/els/110009876299.pdf?id=ART0010397540&type=pdf&lang=en&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1452770895&cp= (取得日: 2016年1月10日)

小内 透 (2009) 『在日ブラジル人の教育と保育の変容』 御茶の水書房

大管佐妃子 (2012) 『日本語指導が必要な子どもたちの学力保障を目指して: 日本語の力や生活経験に応じた, 各教科等の授業における支援の在り方』 研究紀要, 京都市総合教育センター一研究課 <http://www.edu.city.kyoto.jp/sogokyoiku/kenkyu/outlines/h23/kiyou/553.pdf>

(取得日: 2016年1月10日)

佐久間考正 (2006) 『外国人の子どもの不就学 異文化に開かれた教育とは』 勁草書房

- 佐久間孝正(2014)「文部科学省の外国人児童生徒受け入れ施策の変化」『専修人間科学論集 社会学篇』Vol. 4, No. 2, pp. 35-45.
- file:///C:/Users/Sayan/Downloads/1072_0004_04%20(1).pdf (取得日:2016年1月10日)
- 菅原雅枝(2014)「教員が持つ「よい日本語学級担当者」像:立場と経験による違いに着目して」『2015年度日本語教育学校秋大会予稿集』pp. 385-386.
- 臼井智美(2009)『イチからはじめる外国人の子どもの教育』教育開発研究所 pp. 146.
- 田尻英三(2014)「2014年度より始まる「特別の教育課程」としての日本語指導」『龍谷大学国際センター研究年報』Vol. 23, pp. 3-20.
- http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/10519/5461/1/r-ks-sen-knnp_023_003.pdf (取得日:2016年1月10日)
- 田尻英三(2015)「2014年度の日本語教育関係施」『龍谷大学国際センター研究年報』Vol.24,pp.7-20 <http://hdl.handle.net/10519/5975> (取得日:2016年1月10日)
- 土屋千尋・内海由美子・関裕子・高畑幸・中川祐治・馬場良二・松岡洋子(2012)「支援者のネットワーク形成とその活用実態:外国人散在地域における子どもの教育の場合」『日本語国際教育学会第23回大会発表要旨収録』pp. 75-76.
- 土屋千尋・馬場良二(2012)「外国につながる子どもの教育環境をととのえる:子どもをとりまく大人の連携・協働」『第九回国際日本語教育・日本研究シンポジウム予稿集原稿』, pp. 1-6.
- 山口アンナ真美(2012) 「ブラジルの幼児教育事情」『世界の幼児教育レポート』Child Research Net. <http://www.blog.crn.or.jp/lab/01/44.html> (取得日:2016年1月12日)
- 山本晃輔 (2013) 「トランスマイグランドとしての日系ブラジル人-ブラジルに戻った人びとの教育戦略に着目して」 志水宏吉・山本ベバリーアン・鍛冶致・ハヤシザキカズヒコ(編)『「往還する人々」の教育戦略 グローバル社会を生きる家族と公教育の課題』 第3章, 明石書店, pp. 206-255.
- 山之内裕子 (2011)「日系ブラジル人の移動とアイデンティティ形成-学校教育とのかかわりから-」 三田千代子(編)『グローバル化の中で生きるとは -日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし-』 コラム, 上智大学出版, pp. 186-188.
- 矢崎満夫(2015)『静岡県内の「日本語指導が必要な児童生徒」に対する教育支援:静岡版日本語初期指導カリキュラムとDLAの普及に向けて』静岡大学教育学部附属教育実施総合センター紀要, No. 24, pp. 225-234. <http://doi.org/10.14945/00008953> (取得日:2016年1月10日)